

議案第 1 号

教育委員会定例会資料
平成 26 年 12 月 24 日
教育部 学校教育課
課長：古 幡 彰 担当：平 倉 秀 一
外線 7 2 - 2 6 7 4

タイトル	学校給食費の見直しについて
決定を要する事項の内容	学校給食費答申書について
要旨	平成 26 年 12 月 4 日付で給食費の見直しの二案の諮問を学校給食センター運営委員会へ行う。同日付で二案の内、第 1 案が適当として答申がされた。
説明	<p>平成 26 年 12 月 4 日付で給食費の見直し案として、【第 1 案】平成 27 年度の給食費については、現在の運営改善を継続しつつ、保護者への急激な負担増を求めず、現行の食材単価の不足分のみを増額改定する。【第 2 案】栄養摂取エネルギー量の十分な量の安定確保、地産地消の拡大推進を図るため、現行消費税 8%として、平成 27 年度の給食費については、現行の食材単価不足分+3%を増額改定する。この二案を学校給食センター運営委員会に諮問する。同日付で答申が出される。答申内容は、【第 1 案】平成 27 年度の給食費については、現在の運営改善を継続しつつ、現行の食材単価の不足分のみを増額改定する。なお、年額で 100 円未満の端数が生じた場合は 100 円未満を切り上げとする。また、付帯意見として平成 29 年度導入予定の消費税 10%対応として、平成 28 年度に改めて給食費について教育委員会からの諮問を受け審議し、答申することを要望される。この答申を受け入れて宜しいかお謀りしたい。</p>

給食費の見直し案

- (1) 基準給食日数は、現行どおり(小学校=203日、中学校=200日、幼稚園=167日)とする。

【第1案】

平成27年度の給食費については、現行の食材単価の不足分のみを増額改定する。現在の運営改善を継続する。

区 分	現行給食費	改定給食費	増加額	備 考
小学校	255 円/食	280 円/食	25 円/食	年額 51,800 円⇒56,900 円(5,100 円の増額)
中学校	306 円/食	330 円/食	24 円/食	年額 61,200 円⇒66,000 円(4,800 円の増額)
幼稚園	257 円/食	282 円/食	25 円/食	年額 43,000 円⇒47,100 円(4,100 円の増額)

小学校の基準給食日数=203日 年額 280円×203日=56,840円⇒56,900円(100円未満切り上げ)

中学校の基準給食日数=200日 年額 330円×200日=66,000円

幼稚園の基準給食日数=167日 年額 282円×167日=47,094円⇒47,100円(100円未満切り上げ)

なお、平成29年度導入予定の消費税10%対応の給食費については、平成28年度に改めて教育委員会から諮問を受け、審議し答申するものとする。また、急激な物価上昇にともなう食材費の単価値上がり対応の給食費については、その都度教育委員会から諮問を受け、審議し答申するものとする。

【第2案】

現行消費税8%として、平成27年4月から食材単価不足分+3%を増額改定する。平成26年度以前の運営内容に戻す。(栄養摂取エネルギー量の安定確保、地産地消の推進)

区 分	現行給食費	改定給食費	増加額	備 考
小学校	255 円/食	288 円/食	33 円/食	年額 51,800 円⇒58,500 円(6,700 円の増額)
中学校	306 円/食	340 円/食	34 円/食	年額 61,200 円⇒68,000 円(6,800 円の増額)
幼稚園	257 円/食	291 円/食	34 円/食	年額 43,000 円⇒48,600 円(5,600 円の増額)

小学校の基準給食日数=203日 年額 288円×203日=58,464円⇒58,500円(100円未満切り上げ)

中学校の基準給食日数=200日 年額 340円×200日=68,000円

幼稚園の基準給食日数=167日 年額 291円×167日=48,597円⇒48,600円(100円未満切り上げ)

なお、平成29年度導入予定の消費税10%対応の給食費については、平成28年度に改めて教育委員会から諮問を受け、審議し答申するものとする。また、急激な物価上昇にともなう食材費の単価値上がり対応の給食費については、その都度教育委員会から諮問を受け、審議し答申するものとする。

平成 26 年度 第 4 回安曇野市学校給食センター運営委員会

答 申 書

平成 26 年 12 月 4 日

平成 26 年 12 月 4 日

安曇野市教育委員会
教育委員長 唐木 博夫 様

安曇野市学校給食センター運営委員会
委員長 山越 信彦

給食費の見直しについて（答申）

平成 26 年 12 月 4 日付、26 学給 A イ-13 第 13 号で諮問のありましたこのことについて審議した結果、当委員会の意見は第 1 案が適当であると決定いたしましたので答申いたします。

答申内容

【第 1 案】

平成 27 年度の給食費については、現行の食材単価の不足分のみを増額改定する。
(現在の運営改善を継続する。)

なお、年額で 100 円未満の端数が生じた場合は 100 円未満を切り上げとする。

また、付帯意見として、以下の内容について要望する。

平成 29 年度導入予定の消費税 10% 対応として、平成 28 年度に改めて給食費について教育委員会からの諮問を受け審議し、答申するものとする。また、急激な物価上昇にともなう食材費の単価値上がりについては、その都度給食費について教育委員会からの諮問を受け審議し、答申するものとする。